

国立大学法人東京医科歯科大学環境安全管理委員会規則

平成26年11月13日
規則第115号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学環境安全管理室規則（平成26年規則第114号）第6条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学環境安全管理委員会（以下「環境安全管理委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 環境安全管理委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 環境安全管理室長
 - (2) 環境安全管理室の教員1名
 - (3) 大学院医歯学総合研究科の教授又は准教授3名
 - (4) 教養部の教授又は准教授1名
 - (5) 各附置研究所の教授又は准教授各1名
 - (6) 職員健康管理室の教授又は准教授1名
 - (7) 施設企画課長又は施設企画副課長
 - (8) その他第1号の委員が必要と認められた者若干名
- 2 前項第2号から第8号の委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期等)

第3条 前条第2項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。
- 3 第1項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 環境安全管理委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境安全管理室の業務に関すること。
- (2) 環境安全管理室長候補者の推薦に関すること。
- (3) 施設及び予算に関すること。
- (4) 環境安全管理室の管理運営に関すること。
- (5) その他委員長が必要と認められた事項に関すること。

(委員長及び副委員長)

第5条 環境安全管理委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は第2条第1項第1号の委員をもって充て、副委員長は同条同項第2号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、環境安全管理委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 環境安全管理委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を環境安全管理委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 環境安全管理委員会に、専門的事項を調査審議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、環境安全管理委員会が別に定める。

(事務)

第9条 環境安全管理委員会の事務は、職員健康管理・環境安全管理事務室において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、環境安全管理委員会の運営に関し必要な事項は、環境安全管理委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年11月13日から施行し、平成26年10月1日から適用する。
- 2 国立大学法人東京医科歯科大学排水等処理対策委員会規則（平成16年規則第83号）は、廃止する。

附 則（平成27年8月10日規則第171号）

- 1 この規則は、平成27年8月10日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第2条第3号から第7号及び第10号の規定による委員（以下この項において「旧委員」という。）については、この規則の施行の日に、改正後の第2条第3号から第7号及び第10号の規定による委員に委嘱されたものとし、その任期は第3条第1項の規定にかかわらず、同日における旧委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成28年10月11日規則第149号）

この規則は、平成28年10月11日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則（平成30年8月1日規則第64号）

- 1 この規則は、平成30年8月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この規則の適用の際現に改正前の第2条第4号の規定による委員（以下この項において「旧委員」という。）については、この規則の適用の日に、改正後の第2条第3号の規定による委員に委嘱されたものとし、その任期は第3条第1項の規定にかかわらず、同日における旧委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則（令和元年6月18日規則第75号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。